

令和 6 年能登半島地震 新潟市復旧・復興推進本部設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 令和 6 年能登半島地震の発災直後から、市民に一日も早く日常生活を取り戻してもらうため、被災者のニーズを随時捉えながら緊急かつ迅速に対応してきた。今後は復旧復興に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、令和 6 年能登半島地震 新潟市復旧・復興推進本部（以下、「本部」）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）復旧復興に係る情報や課題の共有、施策の立案、検討に関すること。
- （2）復旧復興に係る関係部課相互の調整に関すること。
- （3）その他本部長が必要と認めること。

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長並びに水道事業管理者を充てる。代位順位は、あらかじめ本部長が定める。
- 3 本部員は、新潟市庁議要綱（平成 19 年 4 月 1 日制定）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき、又は本部長に事故があるときは、その職を代理する。

（会議）

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部の会議に本部構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第 6 条 本部の事務局は、政策企画部政策調整課に置く。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。